

令和5年6月16日

飯田市議会議長 熊谷 泰人 様

社会文教委員長 永井 一英

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、地方自治法第109条並びに飯田市議会会議規則第98条及び第104条の規定に基づき、行政執行の監視機能の充実と政策提言等を目指し、下記の事項について調査することを決定しましたので通知します。

記

1 調査事項

飯田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

2 理由

計画策定に向けた限られた期間の中で、委員会の議論等を深め、適時適切な対応を図る上で閉会中になお継続調査する必要があるため。

〔補足資料〕

令和5年6月16日

飯田市議会議長 熊谷 泰人 様

社会文教委員長 永井 一英

所管事務調査通知書

本委員会は、地方自治法第109条及び飯田市議会会議規則第98条の規定に基づき、行政執行の監視機能の充実と政策提言等を目指し、下記の事項について調査することを決定しましたので通知します。

記

1 調査事項

飯田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

2 調査目的

高齢化、人口減少が進む社会情勢において、この計画の策定により高齢者への支援、介護サービス等の在り方の方向性等が決定し、その結果は介護保険料額に影響するなど、市民生活への影響も大きいものである。当市で将来にわたり引き続き、高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指して、調査、研究を進める。

3 調査方法及び報告

執行機関からの現状説明・報告及び質疑を踏まえ、委員間の討議、協議を進める。管内視察、管外視察を通じた視点や、必要に応じ市内団体、事業者等との意見交換を実施し、委員間の討議、協議の深化を図る。

調査が終了次第、「所管事務調査報告書」を議長へ提出し、全議員で共有する。

4 期間

令和5年6月27日から令和6年2月27日まで（令和6年第1回定例会開会まで）